

2021年4月6日
みずほ信託銀行株式会社

株式会社七十七銀行での信託商品代理店販売開始および 同行向け販売支援アプリの提供開始について

みずほ信託銀行株式会社（社長：梅田 圭）は、2021年4月1日より、株式会社七十七銀行（頭取：小林 英文）を代理店として、七十七銀行の独自の商品名をつけた暦年贈与型金銭信託「<七十七>^{いま}現在のあなたへ」（以下、暦年贈与型金銭信託）の取り扱いを開始しました。

同時に、七十七銀行向けに販売支援アプリとして「信託商品販売管理アプリ」と「資産承継アプリ」（※）の提供を開始しました。

本件により、お客さまの生前贈与手続きをサポートする暦年贈与型金銭信託が、七十七銀行でお申し込みいただけます。

また、販売支援アプリにより、お客さまの相続税・贈与税の簡易なシミュレーションの提供や暦年贈与型金銭信託の申込受付・販売状況の管理等が、七十七銀行の営業担当者のタブレット端末等で可能となります。

高齢化を背景に資産承継や相続に対する関心が高まるなか、みずほ信託銀行は地域金融機関と連携し、専門性の高い信託商品をより身近にご提供することで、お客さまのニーズにお応えしていきます。

※詳細は下記リリースをご参照願います。

2018年8月31日付「タブレットでの信託商品販売管理アプリケーションの開発について」

<https://www.mizuho-tb.co.jp/company/release/pdf/20180831.pdf>

2018年9月27日付「地域金融機関向け『資産承継アプリ』の提供開始について」

<https://www.mizuho-tb.co.jp/company/release/pdf/20180927.pdf>

【「<七十七>^{いま}現在のあなたへ」商品概要】

取扱開始日：2021年4月1日

信託金額：500万円以上（1万円単位）

信託期間：信託契約日から、5年以上30年以下でお客様がご指定した期間後に最初に到来する計算期日まで

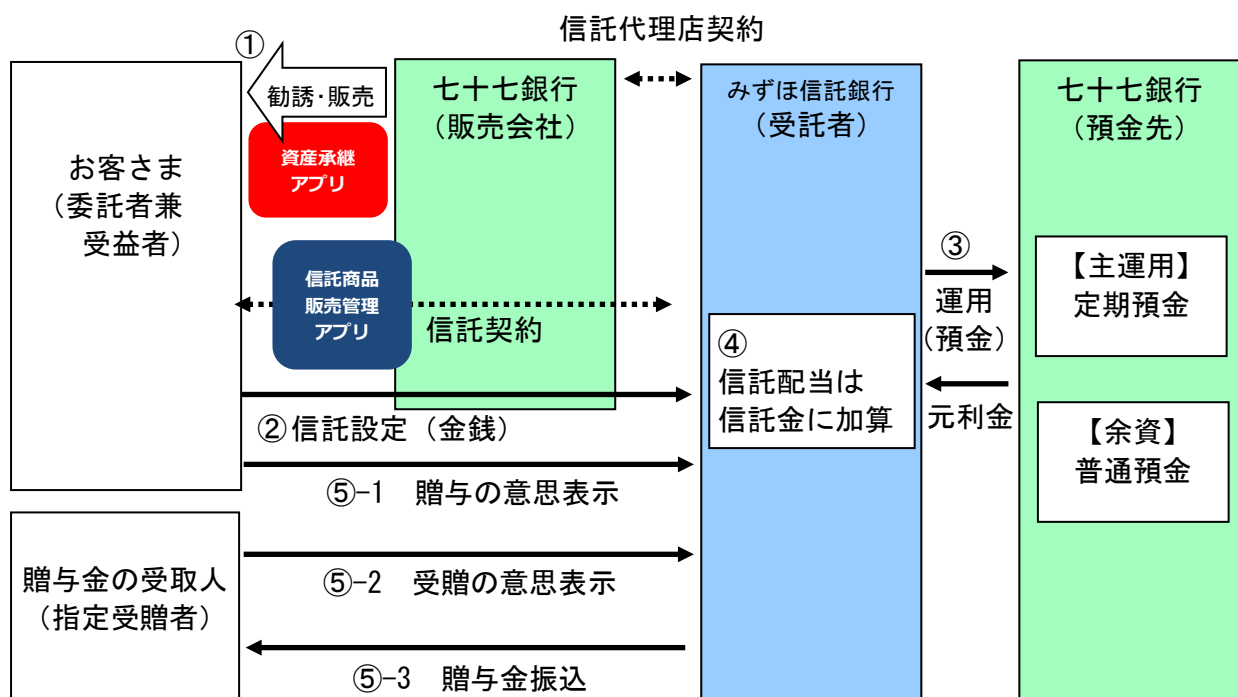
運用方法：主に七十七銀行の定期預金において運用

元本補填：ありません

贈与手続：お客様は、年に1回、贈与手続が可能

みずほ信託銀行は、受託者所定の手続きにより、お客様からご指定頂いた金額を贈与金の受取人（指定受贈者）の口座に振込

【「<七十七>^{いま}現在のあなたへ」スキーム】



- ① 七十七銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として七十七銀行のお客さまに「<七十七>^{いま}現在のあなたへ」を販売。
- ② みずほ信託銀行は、お客様から信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に七十七銀行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に運用成果（定期預金の利息）から信託配当を交付し、お客様の信託金に加算。
- ⑤ お客様は、年に1回、受託者所定の手続きにより贈与の意思表示を行うことができ、贈与金の受取人が受贈を承諾した場合に、お客様が指定した金額の信託財産を贈与金の受取人に交付。

以上